

平成26年

# 双葉町議会会議録

第3回定例会

9月11日開会～9月19日閉会

双葉町議会

## 平成26年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示 .....	1
応招・不応招議員 .....	2

### 第 1 日 (9月11日)

議事日程 .....	3
出席議員 .....	4
欠席議員 .....	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	4
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	4
開 会 .....	5
開 議 .....	5
議事日程の報告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
行政報告 .....	5
議案第44号から議案第58号までの一括上程 .....	10
議案第44号から議案第58号までの提案理由の説明 .....	10
監査報告 .....	14
散 会 .....	15

### 第 2 日 (9月12日)

議事日程 .....	17
出席議員 .....	18
欠席議員 .....	18
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	18
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	18
開 議 .....	19
議事日程の報告 .....	19
一般質問 .....	19

羽山君子君 .....	19
菅野博紀君 .....	24
谷津田光治君 .....	26
岩本久人君 .....	39
散会 .....	49

第 8 日 (9月18日)

議事日程 .....	51
出席議員 .....	52
欠席議員 .....	52
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	52
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	52
開議 .....	53
議事日程の報告 .....	53
議案第44号の質疑、討論、採決 .....	53
議案第45号の質疑、討論、採決 .....	54
議案第46号の質疑、討論、採決 .....	54
議案第47号の質疑、討論、採決 .....	55
議案第48号の質疑、討論、採決 .....	57
議案第49号の質疑、討論、採決 .....	59
議案第50号の質疑、討論、採決 .....	60
議案第51号の質疑、討論、採決 .....	61
議案第52号の質疑、討論、採決 .....	62
散会 .....	64

第 9 日 (9月19日)

議事日程 .....	67
出席議員 .....	68
欠席議員 .....	68
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名 .....	68
職務のため議場に出席した者の職氏名 .....	68
開議 .....	69
議事日程の報告 .....	69

議案第 5 3 号の質疑、討論、採決 .....	6 9
議案第 5 4 号の質疑、討論、採決 .....	7 1
議案第 5 5 号の質疑、討論、採決 .....	7 2
議案第 5 6 号の質疑、討論、採決 .....	7 3
議案第 5 7 号の質疑、討論、採決 .....	7 4
議案第 5 8 号の質疑、討論、採決 .....	7 6
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について .....	7 7
議員派遣について .....	7 7
閉 会 .....	7 7

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

26 双葉町告示第15号

平成26年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年8月22日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成26年9月11日（木）  
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君  
3番 高萩文孝君  
5番 清川泰弘君  
7番 岩本久人君

2番 白岩寿夫君  
4番 菅野博紀君  
6番 谷津田光治君  
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

## 平成26年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月11日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告  
双葉地方広域市町村圏組合議会報告  
双葉地方水道企業団議会報告  
総務教育常任委員会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第44号 専決処分の承認について  
専決第9号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第45号 双葉町パークヒルズ住宅団地用地基金条例の廃止について
- 日程第7 議案第46号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第47号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第48号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 平成25年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第14 議案第53号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第54号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第55号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第56号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第57号 平成25年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第58号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、3番、高萩文孝君、4番、菅野博紀君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月5日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月19日までの9日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から19日までの9日間と決定しました。

---

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告、総務教育常任委員会の報告をします。お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

---

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。

平成26年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから本日で3年6カ月が経過いたします。町民の皆様には、先が見えない現状に大きな不安とご苦労があるものと推察しております。町といたしましても、町民の皆様の不自由な生活を少しでも改善できるよう、職員一丸となって取り組んでいるところであります。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月30日、相馬市、南相馬市等に避難されている町民の方々への行政サービスの提供、取り次ぎを行うために、浪江町南相馬出張所内に双葉町役場南相馬連絡所を開所いたしました。

7月22日には、双葉町観光協会設立総会が開催されました。双葉町観光協会は、震災後の原発事故による全町避難により、これまで休止状態を続けておりましたが、今後は新たな観光協会による事業展開により、双葉町のイメージアップに寄与していくものと期待しております。

7月26日から28日は、国指定重要無形文化財「相馬野馬追」が南相馬市の雲雀ヶ原祭場地において盛大に開催されました。本町からも総勢3騎の騎馬武者が各避難先から標葉郷に集結し、故郷の誇りを胸に赫々たる武勲を上げられました。

7月27日には、楡葉町で双葉郡町村対抗交流野球大会が開催されました。双葉町チームも県内外の避難先から選手が集まり、元気なプレーを見せていただきました。

8月2日には、スパリゾートハワイアンズで、将来の双葉町を担う小中高校生の再会の機会と児童生徒同士のつながりと心の交流、きずなの維持発展を目的に「集まれ！ふたばっ子2014」を開催いたしました。児童生徒の作文発表や双葉町出身のシンガーソングライターのミニコンサート、フラガールとの触れ合いなどが行われ、参加された方々は楽しい交流の時間を過ごされておりました。

8月3日には、県民スポーツ相双地域大会が相馬市で開催され、双葉町からは3年ぶりにソフトボールチームが参加いたしました。県内外での避難生活が続く、練習不足の中、第3位となる優秀な成績を残されました。

8月12日には、京都府京丹波町と双葉町の子供たちのスポーツ交流を行いました。京丹波町の皆様には、東日本大震災及び原子力発電所事故以来、多方面でご支援をいただいております。感謝申し上げます。

8月18日には、町民同士のコミュニティーの維持確保を図ることを目的として、町民ひとしく利用いただくための町民交流施設「ふたば交流広場」を埼玉県加須市に開所いたしました。

8月24日には、町立幼稚園、小学校、中学校仮設校舎の落成式を挙行いたしました。復興大臣を初め国会議員、福島県副知事、福島県教育長、いわき市教育長、加須市教育長、町議会議員の皆様など多数のご来賓のご臨席を賜りました。仮設校舎完成までご支援、ご協力をいただきました関係皆様に対し、深く感謝申し上げます。

この町立学校仮設校舎は、双葉町の教育の発信拠点と位置づけているところであり、2学期からはこの仮設校舎で双葉町の将来を担う子供たちが夢と希望を持って楽しく元気いっぱいの学校生活を送っております。

帰還困難区域への自家用車を用いた住民の一時帰宅につきましては、本年4月25日の開始から8月17日までの累計実績数が2,431世帯、5,837名となっております。8月までのバスによる一時帰宅の実績は103世帯、159名となっております。

また、町では、一時帰宅者の安全等を確保するため、定期的な町内パトロールを実施し、町道等の倒木撤去や危険箇所の補修、防犯防災監視等にも努めております。さらに強化を図るため、防犯防災システムの整備に取り組んでいるところであります。

ホールボディーカウンターによる内部被曝検査につきましては、いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において、8月末までの報告分として258名の方が受検されております。さらに、今年度は9月上旬から福島県所有の車載型ホールボディーカウンターによる内部被曝検査を応急仮設住宅において実施しております。引き続き随時受け付けと検査を進めてまいります。

東日本大震災に関する災害弔慰金につきましては、本年度は8月31日までに12件が認定され、4,250万円をお支払いし、大震災当初からの合計は131件、3億9,750万円となっております。

町独自で委託しております双葉町内の空間放射線量の測定につきましては、町内全体の定点放射線量率測定、住宅地の定点放射線量率測定及び町内主要地域土壌中放射能濃度測定を実施し、結果につきましては、これまでどおり福島県のシステムに登録し、随時公表しております。

現在、本年7月に実施した401地点の測定結果をインターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村とともに公開しており、引き続き空間放射線量の把握に努めてまいります。

また、これまで国に求めてきた町の避難指示解除準備区域における特別地域内除染実施計画につきましては、7月15日、環境省から計画が公表されたところであります。

今後、避難指示解除準備区域となっている両竹、中野、中浜地区で除染が進められることとなっております。計画の実施に当たっては、迅速かつ的確に実施するとともに、町の意向を十分踏まえ、進めるよう求めているところであります。

また、拠点除染として実施されていた役場庁舎の除染が終了し、8月27日に国から除染結果の報告を受けたところであります。報告では、除染前と除染後の空間放射線量率の測定値結果及び低減率の説明があり、役場庁舎駐車場舗装面では1メートル空間放射線量率平均値0.8マイクロシーベルトパーアワー、低減率55%、西側駐車場では1メートル空間放射線量率平均値1.3マイクロシーベルトパー

一アワー、低減率58%となり、除染による低減効果があったとの報告を受けております。

平成25年6月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」及び平成26年3月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に基づく事業計画（実施計画）」に基づき、引き続き町民の生活再建と町の復興に向けた数々の取り組みを進めております。

まず、復興公営住宅の整備につきましては、引き続きいわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住できる復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受け入れ自治体と協議を進めております。双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅につきましては、用地確保のめどがつき、今後、用地造成、建物設計、工事などが進んでいくものと考えております。

特に双葉町外拠点の中心となるいわき市勿来酒井地区に整備される復興公営住宅につきましては、高齢者福祉関連施設、郡立診療所、商業施設等が併設できるよう、関係機関との調整を行っているところです。今後できる限り早期に入居できるよう、国、県、受け入れ自治体との協議を加速させてまいります。

「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」につきましては、計画策定のため、7月までに3回の委員会を開催し、双葉町の将来像について活発な議論をいただいております。今後これらの意見を中間報告として取りまとめていただく予定であります。

また、8月28日には復興大臣から「大熊・双葉ふるさと復興構想」として、厳しい環境に置かれている大熊町、双葉町、両町の復興に向けた基本的な考え方が示されました。こうした国の考え方を踏まえるとともに、町民のご意見を伺いながら、町の復興に向けての長期ビジョンの策定を進めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、中間指針第四次追補に基づく住居確保に係る追加賠償、さらには墓石の修理に関する賠償の請求受け付けが7月に開始されたところです。現在、宅地、田畑以外の土地の賠償や墓石等の移転に関する賠償についても検討されており、この賠償の早期実施を国及び東京電力株式会社に求めているところです。引き続き、被災者に寄り添った賠償がなされるよう国及び東京電力株式会社に対して要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者につきましては、東京電力株式会社によると、平成26年8月末現在において、仮払金から本賠償請求を行っていない方が195人になっております。徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続き未請求者の皆様に対する賠償請求の周知を進めてまいります。

また、双葉町弁護士への依頼件数は、平成26年8月末現在で延べ279世帯、715人となっております。未請求者のほか、請求手続で課題を抱えている町民の皆様を支援するため、双葉町弁護士との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力株式会社の固体廃棄物貯蔵庫第9棟の増設及び覆土式一時保管施設3、4槽の増設に係る事前了解につきましては、8月12日付で了解通知を行いました。福島第一原子力発電所の廃炉作業を

進める上で、双葉町民も従事する廃炉作業の安全確保と廃炉を着実に進めるために必要な施設であることから、県の安全対策部会の施設の安全性について妥当であるとの評価を踏まえて増設を了解したものです。

町としましては、東京電力株式会社に対して、福島第一原子力発電所の事故収束、安全管理の徹底、作業環境の改善にしっかりと取り組むよう求めるとともに、引き続き福島県と連携して安全監視を行ってまいります。

ICTきずな支援システム事業につきましては、8月15日現在のタブレット端末借用申し込み件数は1,409台となっており、申込者の希望に応じた配付を9月2日から開始しております。このうち合同配付説明会をあすから9月30日まで福島県内外23回開催し、端末の操作説明や機能の紹介など、利用者への丁寧なサポートを行っていくこととしております。

また、戸別訪問や配送による受け取りの要望にも対応し、タブレットを使ったことがない方でも安心して使えるよう、丁寧にサポートを実施してまいります。

さらに、申し込み受け付けを今後も継続するとともに、タブレット端末操作サポート講習会や利用者同士での交流会を開催するなどして、全国各地に避難している町民同士や町との双方向でのコミュニケーションを図れるよう効果的にシステム運用を行っていく考えであります。

中間貯蔵施設について申し上げます。

これまで町では大熊町、福島県と連携して国と協議を重ねてきましたが、7月28日と8月8日に環境大臣、復興大臣から、中間貯蔵後30年以内の県外最終処分の法制化、用地の取り扱い、生活再建築や地元の地域振興策などについて、県と両町に対して回答がありました。これらは、地上権の設定や生活再建、地域振興に使える一定規模の交付金が措置されるなど、具体的な回答があったものと受けとめており、また県知事からは県としての生活支援策と地域振興策が提示され、これらの内容を8月26日の議会全員協議会と翌27日の行政区長会において国、県から説明がありましたが、早期に地権者説明会を開催すべきとのご意見をいただいたところです。

さらに、8月30日には、県知事からの「福島県の一日も早い環境回復を図り、復興を実現するために、まさに苦渋の判断であるが、中間貯蔵施設の建設受け入れを容認する」との判断を受けとめ、議員皆様のご意見も踏まえ、町としては、地権者の理解を得ることが最も重要であると判断し、9月1日に安倍内閣総理大臣と両大臣に対し、大熊町長と地権者への説明を認めることをお伝えいたしました。

なお、町が中間貯蔵施設の建設を受け入れたかのような報道がありますが、町では建設受け入れの判断はしておらず、あくまでも地権者への説明を認めたものでありますので、ご理解をお願いいたします。この問題については、今後も引き続き議会等と協議するとともに、大熊町、福島県との連携を図りながら慎重に対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

専決処分の承認が1件、条例の廃止が1件、委員の任命が1件、平成26年度補正予算（案）が5件、平成25年度決算の認定が7件、合わせて15件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

---

◎議案第44号から議案第58号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第44号から日程第19、議案第58号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号から議案第58号までを一括上程いたします。

---

◎議案第44号から議案第58号までの提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 議案第44号から議案第58号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第44号 専決第9号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額65億7,391万2,000円のうちで歳出の補正を行いました。教育費の学校教育費に仮設校舎に係る落成式経費や施設賃借料の追加、教育ネット回線工事費の減額、合わせて52万9,000円を減額いたしました。これに伴い、予備費を52万9,000円追加いたしました。

議案第45号 双葉町パークヒルズ住宅団地用地基金条例の廃止についてであります。当該基金はふたばパークヒルズ住宅団地用地取得のために借入した町債の償還に必要な財源を確保することを目的に設置したものです。借入した町債の残金の金額を平成25年度に繰上償還したことから、基金条例を廃止するものです。

議案第46号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。木幡英征委員が9月30日をもちまして任期が満了となります。木幡委員は、教育委員として2期8年務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、木幡氏から後進に道を譲りたいとの申し出があり、今回新たに後任の方を任命するものであります。

新たに任命する谷津田尊之氏は現在民間企業に勤務され、その指導力と判断力にすぐれています。また、教育並びに文化スポーツにも識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

議案第47号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それ

ぞれ6億289万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は71億7,680万3,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、普通交付税交付額の決定により1億1,984万6,000円の追加、寄附金はふたばっ子教育支援寄附金及びふるさと応援寄附金、合わせて416万6,000円の追加となります。繰入金はふるさと応援基金から300万円を追加、繰越金は前年度からの繰越金3億5,842万1,000円の追加となります。町債は、臨時財政対策債の借り入れ限度額の決定により9,370万円の追加となります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、番号法導入に伴う経費や証明書自動交付システムに係る経費など1億1,694万1,000円の追加となります。教育費は学校教育備品など2,358万8,000円の追加、諸支出金は財政調整基金や東日本大震災復興基金などへの積立金として3億8,337万8,000円の追加となります。

議案第48号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億8,348万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は16億2,749万5,000円になります。

歳入の主なものは、前期高齢者交付金が3,096万7,000円の減額、繰越金が2億1,129万9,000円の追加、諸収入が国保基金資金積立金返還金の増額などにより392万4,000円の追加となります。

歳出の主なものは、後期高齢者支援金等が2,444万5,000円の追加、基金積立金が8,500万円の追加、諸支出金の償還金及び還付加算金は退職医療交付金返還金などの増額により4,809万1,000円の追加となります。

議案第49号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ160万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は3億1,598万7,000円となります。

歳入は、繰入金の一般会計からの繰入金が137万5,000円の追加、繰越金が22万8,000円の追加となります。

歳出は、公共下水道事業費の下水道総務費が160万3,000円の追加となります。

議案第50号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億7,381万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は10億2,545万4,000円となります。

歳入の主なものは、国庫支出金が介護保険料の減免や利用者負担軽減のために交付される災害臨時特例補助金と介護保険電算システム改修に係る介護保険費補助金の増額により3,190万8,000円の追加、繰越金が1億3,947万1,000円の追加となります。

歳出の主なものは、総務費が介護保険電算システム改修業務委託料の増額などにより388万7,000円の追加、保険給付費が介護サービス等諸費などの増額により7,365万7,000円の追加、諸支出金が国庫負担金過年度分返還金や一般会計への繰出金の増額などにより9,627万3,000円の追加となります。

議案第51号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,617万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額は2,559万5,000円となります。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が保険料の減免により3,714万9,000円の減額、繰越金が98万円の追加となります。

歳出の主なものは、福島県後期高齢者医療広域連合納付金が保険料の減免により3,714万9,000円の減額、諸支出金が一般会計繰出金98万1,000円の追加となります。

議案第52号 平成25年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額65億5,684万円、歳出総額が60億9,841万9,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億5,842万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源はないため、実質収支も同様に4億5,842万1,000円となりました。前年度と比較し、歳入が6億8,978万6,000円（11.8%）の増、歳出が6億3,486万6,000円（11.6%）の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は13億5,634万3,000円で、前年度と比較し、6,253万4,000円の減となりました。

地方交付税は12億3,346万1,000円で、震災復興特別交付税の増により2億9,313万6,000円の増となりました。

国庫支出金は13億1,067万6,000円で、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業国庫委託金などの増により1億1,806万5,000円の増、県支出金は6億9,516万8,000円で、市町村復興支援交付金などの増により2億1,747万1,000円の増となりました。

繰入金は10億7,200万円で、東日本大震災復興基金や復興まちづくり基金、公共用施設事業運営基金など各種基金から10億6,870万7,000円の繰り入れを行い、各種事務事業に充当いたしました。

諸収入は4,803万7,000円で、東日本大震災復興宝くじ交付金及び公有建物災害見舞金などの減少により1億1,079万6,000円の減、町債は臨時財政対策債2億8,350万円の借り入れを行いました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は7億6,105万5,000円で、前年度と比較し、7,232万5,000円の減、扶助費は3億1,293万1,000円で、災害弔慰金の減などにより1億1,872万5,000円の減、公債費は5億4,384万3,000円で、県復興基金債の繰上償還を実施したため、1億5,262万2,000円の増となりました。

普通建設事業費はいわき事務所の駐車場用地取得やシステムネットワーク構築など7,621万5,000円となり、災害復旧事業費はいわき事務所賃借料など2億1,640万9,000円となりました。

物件費は7億8,761万9,000円で、共同墓地等整備事業や防犯防災パトロール事業などの実施により1億9,190万9,000円の増となりました。

補助費等は4億999万1,000円で、中長期派遣職員に係る負担金等の減により2,074万2,000円の減、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金は6億9,067万3,000円で、2,763万5,000円の増、積立金は22億7,884万6,000円で、2億9,573万4,000円の増となり、財政調整基金や東日本大震災復興基金、公共用施設事業運営基金などへの積み立てを行いました。

なお、歳出予算に対する執行率は93.8%になっております。

議案第53号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が16億8,243万1,000円と

なりました。このうち国民健康保険税は4,981万9,000円で、これは全て滞納分であります。

国庫支出金は8億6,066万7,000円で、そのうち療養給付費等負担金が2億4,247万4,000円、高額医療費共同事業負担金が353万円、財政調整交付金が3億3,035万3,000円、災害臨時特例補助金が2億8,329万8,000円となっております。

また、県支出金の高額医療費共同事業負担金が353万円、財政調整交付金が6,001万3,000円となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの退職者医療に係る療養給付費交付金が8,913万9,000円、前期高齢者交付金が1億5,224万9,000円、福島県国民健康保険団体連合会からの共同事業交付金が2,787万2,000円、保険財政共同安定化事業交付金が1億2,641万3,000円となっております。

繰入金は、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金として1億292万5,000円となっております。

歳出総額は14億6,943万7,000円となり、このうち総務費が1,545万3,000円、保険給付費が10億1,032万5,000円、後期高齢者支援金等が1億2,595万6,000円、介護納付金が6,708万3,000円、共同事業拠出金が1億473万5,000円、保健事業費が375万7,000円、基金積立金が7,501万円、過年度分交付金の返還金などの諸支出金が6,697万円となっております。

歳入歳出差し引き2億1,299万4,000円は、翌年度に繰り越いたしました。

議案第54号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計決算は、歳入歳出総額ともに592万7,000円となりました。前年度決算額607万5,000円に対し14万8,000円（2.4%）の減となっております。

歳入については、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出については、公有林整備事業費の森林国営保険料71万円、公有林整備事業債の元利償還金521万7,000円を支出しております。

議案第55号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計決算額は、歳入総額が5億5,382万9,000円で、昨年度の歳入総額3億3,894万1,000円に対し2億1,488万8,000円の増額となりました。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が3億3,144万円、繰越金が30万6,000円、借りかえを行ったことにより、公共下水道事業債が2億2,150万円となっております。

歳出総額は5億5,350万1,000円で、昨年度の歳出総額3億3,863万5,000円に対し2億1,486万6,000円の増額となりました。

歳出の主なものは、公共下水道事業費では、下水道総務費が1,039万1,000円、公債費は2億2,150万円の借りかえを含め、元利償還金5億4,289万7,000円を支出しております。

歳入歳出差し引き32万8,000円は、翌年度へ繰り越いたしました。

議案第56号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の歳入総額は148万7,000円となりました。内訳は、前年度からの繰越金が13万2,000円、土地使用料が135万5,000円となっております。

歳出総額は135万5,000円で、内訳は一般会計への繰出金135万5,000円となっております。

議案第57号 平成25年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額が9億8,272万7,000円となり

ました。

歳入の主なものは、災害臨時特例補助金など国庫支出金が4億3,194万2,000円、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金など支払基金交付金が2億2,788万2,000円、県支出金が1億1,723万3,000円、一般会計繰入金が1億3,216万1,000円となっております。

歳出総額は8億4,225万6,000円となり、そのうち介護保険の主体であります保険給付費が7億7,416万円で、歳出全体の91.9%を占めております。

また、地域支援事業費が822万2,000円、国等への償還金など諸支出金が4,267万7,000円となっております。

歳入歳出差し引き1億4,047万1,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第58号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が3,011万円になりました。一般会計繰入金が2,953万1,000円で、歳入総額の98.1%を占めております。

歳出総額は2,912万9,000円で、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1,714万5,000円で、歳出総額の58.9%を占めております。

歳入歳出差し引き98万1,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

---

#### ◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

（監査委員 五十嵐一雄君登壇）

○監査委員（五十嵐一雄君） それでは、お手元に平成25年度双葉町一般会計特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況に関する審査意見書と平成25年度双葉町財政健全化及び経営健全化審査意見書をお配りしておりますので、それを読みながらひとつご審議いただきたいと思います。

なお、財政健全化につきましては、単年度の実質公債比率は15.6でありますので、以前から比べますと大変よくなっております。25年度の3カ年の平均実質公債比率は17.1であります。

意見書については以上であります。意見書以外では事務の遺漏がありました。それについては、担当課長並びに総務課長と3回ほど面談しまして、事務の効率化並びに遺漏のないような取り組みを願いたいと、こう話しておりました。

それから、事務のトップ方、副町長とも面談しまして、以降このようなことがないようにというこ

とでお話をしておきました。中身については、個人情報に関係もありますので、ここで詳しく述べるわけにはいきませんが、そういうことで後日ご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時43分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

## 平成26年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月12日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

1番 羽山君子君

4番 菅野博紀君

6番 谷津田光治君

7番 岩本久人君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	船来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） 皆さん、おはようございます。通告番号1番、議席番号1番、ただいま佐々木議長より質問の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1番、高齢者の対応について。中通りや県外に避難している高齢者に対する福祉施設整備の迅速化を図るため、使用されていない公共施設を活用すべきと考えるが、町長の考えをお伺いしたい。

また、避難先自治体との連携及び社会福祉法人の事業化を促すための環境づくりはどのように進んでいるのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

高齢者対応についてであります。中通りや県外に避難している高齢者に対する福祉施設整備の迅速化を図るため、使用されていない公共施設を活用すべきとおたがひでございますが、公共施設については地方自治法において住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設ということで定められておりますので、使用されていない場合においても、施設設置者の意向を十分踏まえながら対応しなければならないと考えております。

また、福祉施設の運営には、福祉、介護の人材不足が大きく影響しており、福島県を初め全国的な人材確保が課題となっております。現在、避難先自治体における地域資源の活用として、地域密着型サービス、養護老人ホームなどの連携を図り対応している状況であります。

次に、避難先自治体との連携及び社会福祉法人の事業化を促すための環境づくりについてですが、避難先自治体との連携については地域密着型サービス、養護老人ホームなどの施設利用に関しては連携を図っているところであります。また、以前は民間の方の相談もありましたが、その後来られていない状況であります。なお、引き続き行政としてかかわれる範囲で社会福祉法人が主体となって取り組めるよう努めてまいります。

高齢者の対応については重要な課題と認識しておりますので、介護施設の事業再開の側面的支援に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今町長からお答えいただきましたが、今の私たち被災されていて特別な状態にある中で、やっぱり各市町村も協力はしていただけると思うのです、施設の利用については。それで、再度アタックしていただいて、もし借りられるのならば、予算がないというのであれば、やっぱり借りたりしていただきたいと思っております。

また、今県のほうでもいろんな施設の利用ということで、地域密着型介護福祉施設の整備なんていうことで、寄附ではなくて、補助金なども出ているのもあります。そういうのも利用されて、こういう中通りや県外、せめて中通りぐらいに1つつくっていただかないと、いわきにつくるのも、それは確かかかもしれません。でも、学校のことでも、話は変わりますけれども、何でいわきだけという、そういう格差も電話であります。中通りにも1つぐらいはそういったちっちゃなユニットというか、小さい施設でもいいですので、つくっていただかないと、町民としてばらばらになってしまっていますので、やっぱりそういう高齢者一つにさせていただけないかなと思って何度も質問させていただいているのです。

それで、私もちょっと調べてみました。どの程度の介護者がいるのかと、きのう、おととい、前も聞いたのですけれども、それによると要支援者、これから介護3以上になるであろうと思われる方が130名、要介護1、2で200名、それで要介護3以上が189名という、この要介護3以上の180名という方は、例えば福島県外なのか県内なのかということも考えれば、やっぱりいわきだけが189名ではないわけです。そうすると、いわきにつくる施設がどの程度の大きさになって、189名皆さん入るわけではないわけですね、でもそういうこともかみ合わせれば、やはり中通りにも1つぐらいあっても、何でいわきばかりという格差が出てこないのではないかと、あそこにもあるから、中通りはこういうふうにできるよというようなことも考えて、私は質問しているつもりなのです。これは、新聞でもいつも皆さん語っておられますけれども、切り抜きあるのですけれども、やはり今いわきが一番多いのは、去年の3倍以上になったという痴呆症、これきのうの新聞にちょっと出ていたのですけれども、急増ということで、高齢者相談急増25万件なんていう、いわきでは痴呆症が一番多くて3倍になっているというような話、きのうの新聞に出ております。やはりそういったことをちょっと鑑みれば、双葉町も、これは後で質問しますけれども、いわきにつくるということは物すごくいいことかなと思ってい

ますけれども、中通りにも小さくてもいいからやっぱり双葉町の方が顔を見られて、ついの住みかた  
できるような場所があれば最高かなと思っておりまして、質問させていただきました。

それで、国の補助金を使った施設などもあるわけです、10件ぐらいあるのですけれども、いろい  
ろな制度の。こういったのをこれから町長は、中通り、県外の利用される方に対しての施設の利用とい  
うことは考えておられるのかどうかも、とりあえずその中で聞きたいのですけれども、よろしく願  
いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来から申し上げております、まず地方自治法において住民の福祉を増進する目的をもってそ  
の利用に供するための施設ということで定めておりますので、使用されていない場合においても、施  
設設置者の意向を十分踏まえながら対応しなければならないということが大前提であります。また一  
方、中通りに対しての施設の提供ということでございますが、町としまして各お世話になっている避  
難先自治体のほうに要請をしております、その対応はしていただけるものと考えております。

また、羽山議員のおっしゃるように、そういった施設を中通りのほうで新たに開設をするとするな  
らば、まず将来的に私も双葉町から避難をして3年6カ月たっております。そういった中で、町民  
の皆さんが全国39の都道府県に今なお分散して避難をしている、そういう状況であります。なるべく  
町としましては集約の方向に持っていきたい、そういうふうな考えでございますし、当然ばらばらに  
なっている町民に対する行政としてのいろいろなサービスも提供しなくてはならないという、非常に  
ジレンマに陥っていることをご理解いただきたいと思います。そういったことで、そういうふうな施  
設に対しての、今申し上げましたように各自治体をお願いをしているということと、それをつくっ  
たらいいのではないかという議員のおただしでございますが、双葉町に将来的に戻るとい  
う構想を持っている以上、逆にその施設をつくってしまったら、双葉町に将来戻る状況にな  
ったときにどうするのか、そういった避難先自治体に対しての迷惑といいますか、負担、そ  
ういったものが非常に高いものになってくるだろうと、そういうふうなことも考えな  
くはないだろうと、そういったことで、でき得る限り町としてもそういうふうな順  
番を待っている待機者に対しての対応を各自治体のほうにお願いをして、受け入れて  
いただいているような形で今現在はやっている状況でありますので、ご理解をいた  
だきたいと思います。

また、老人介護施設につきましては、事業主体が町でないということもご理解いた  
だきたいと思います。そういったことで、町としてはかかわれる範囲でそういうふうな  
施設の再開に向けての協力、できる限りの町としての対応はしているつもりで  
ありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今町長さんのほうのお答えの中で、各自治体に頼んでい  
ると言いましたけれども、避難先の自治体も、これから高齢者、物すごい満席になる  
ということもご存じだと思いますけ

れども、その辺も考えていただきたいと思ひますし、双葉町に戻るのは何年先なのかわかつていれば何にもつくらなくてもいいかもしれない。でも、戻るのがいつかわからない、戻るであろうということは、それはいつなのかと考へてしまつたら、済みません、今40年と言つていますよね、40年まで帰れなかつたら、今例へば建築しても40年間の中で対応して、家も償却、40年間帰れないとすれば、その40年の中で償却していけば何にも迷惑にはならないのではないかなという考へもあります。いづれにしましても、そういういろいろなことを鑑みて、いつまでも延ばし延ばしでは私たちが困るというか、皆さん一日一日お年を召していられるし、やはりそのことは、私は申しわけないですけれども、学校と同じく考へていただきたいなと思つております。

それでは、関連がありますからお伺ひしますけれども、双葉町の特別養護老人ホーム、これは確かに双葉町としては入っていないと、町としての対応ではないと言われますけれども、いわき市に建設されると聞いておりますが、現在の状況は、やはり町として聞いておられるかなと思ふのです。少しでもやっぱり町で入っていないと、これはできない問題だと思つておりますので、その辺状況をお尋ねしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再々質問にお答えいたします。

特別養護老人ホームの進捗状況については、設置予定地の租税特別措置法の適用について税務署との協議が完了されたとお伺ひしております。今後、施設予定地周辺の住民説明会を開催し、その後関係機関の諸手続を順次進めると報告を受けておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） いづれにしましても、この介護施設、皆さんお年を召し、親も皆さん……

○議長（佐々木清一君） 羽山さん、3回で終わりですので、次の質問に入ってください。

○1番（羽山君子君） 大変失礼いたしました。

それでは、2番目、復興公営住宅について。福島県がいわき市勿来地区に整備を進めている復興公営住宅の進捗状況はどのようになっているかについてお伺ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 福島県がいわき市勿来地区に整備している復興公営住宅の進捗状況についてのおただしであります。整備主体である福島県に確認したところ、勿来酒井地区の復興公営住宅については用地取得がおおむね完了したところであり、今後建物の設計等に着手すると聞いております。

町としては、勿来酒井地区の復興公営住宅は双葉町外拠点の中心として、広く町民のコミュニティーの拠点となるよう多様な形態の住宅整備に加えて、郡立診療所、高齢者福祉関連施設、店舗等のほか、宿泊機能も備えた全国の町民が集まれる集会施設、町民全体を対象としたダルマ市などのイベント開催が可能となる広場、ふれあい農園などの整備も県に要望してきたところであり、その実現に向けて国、県及び関係機関との調整を進めているところです。

7月22日には、いわき市で開催された市町村長と知事との意見交換会において佐藤福島県知事に併設施設の整備を直接お願いするとともに、7月26日には根本復興大臣に勿来酒井地区の整備場所をご視察いただき、改めて双葉町の考えをお伝えしたところ、住宅に併設する諸施設の整備については、知事及び大臣からも前向きなご発言をいただいているところです。

復興公営住宅を希望される方ができる限り早期に入居できるよう、引き続き県に対して復興公営住宅の早期整備を求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 勿来酒井の復興公営住宅、あと27年度末完成の予定ですが、新聞は遅れる発表をしております。やはり1カ月から9カ月と言っていましたか、遅れるようになると、大体避難生活して約6年かかるということ、できるまでは。そうすると、やはり町民は仮設住宅で生活したり借上げ住宅で、いろんなストレスを抱えて心身ともに疲労している状況です。やはり復興公営住宅の早期の入居を待ち望んでいると思うのです。ぜひとも勿来地区の復興公営住宅を優先で早目に、早期に整備されるよう県に強く要望して、お願いしたいです。

また、用地の確保ができ、設計の段階なのか、また契約中なのか、町民にとってはやっぱり知りたい一つだと思うのです。そういうことを工程表なども県に出ささせていただいて、やっぱり町民に広報でも何でもいいのですので、そういうことを知らせる必要があるかと思うのですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 羽山君子議員の再質問にお答えいたします。

福島県からは、当初平成27年度中、今羽山議員がお話しされましたように平成28年3月までの入居可能との説明を受けておりました。若干遅れる見込みとの説明を受けております。現在、用地造成建設の期間を検討しており、入居時期が確定次第お知らせいただけるとのことでありますが、県に対しては、可能な限り早期の整備を求めてまいりたいと思っております。

先日、9月4日に副町長と県庁に伺いまして、県庁の各部局長のほうにまいりまして、そのとき避難地域復興局長に直接お会いしまして、この遅れに対してでき得る限り遅れのないように県としても全面的な対応、取り組んでいただきたい、特に双葉町に関しましてはほかの避難地域の自治体と違って特殊事情、非常に厳しい状況であるということもお話をさせていただき、避難地域復興局としてもなるべくそういったものの対応を検討して皆さんの希望に添えるような努力をしていきたい、そういうような回答を得ております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） やっぱり町民にとっては、地に着いた生活こそが健全で健康な生活だと思っています。早く工事が進むことに不満はないと思いますので、再三の要望を県のほうにお願いいたします。

安倍総理が実行実現内閣と話ししておられますので、やはり双葉町の町長にもその辺も期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号4番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。  
4番、菅野博紀君。

（4番 菅野博紀君登壇）

○4番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号4番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

震災から3年6カ月がたちますが、避難生活はいまだ続いています。避難生活によるストレスや疲れに加えて、故郷双葉町に関する問題や賠償にかかわる問題が多くありますが、行政として国、県に対しての対応について質問させていただきます。

中間貯蔵施設について。中間貯蔵施設に関して県知事が容認とのことですが、地権者や地元住民の声を県としては何も聞いていないように思います。今後地権者説明会が始まりますが、行政としての予定などあればお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設について。今後地権者説明会が始まるが、行政としての予定などがあれば伺いたいとおただしであります。地権者説明会については8月26日の町議会全員協議会で国、県から中間貯蔵施設についての説明を受け、議会から早急に地権者説明会を開催するよう要望する旨の要望書をいただきました。また、翌日の行政区長会においても同様の意見が出されたところであります。

これらを踏まえ、8月30日の県との協議において、私は地権者への理解を得ることが最も重要であることから、地権者への説明を認めることとしたいとの判断を行いました。この判断は、今月1日の環境、復興両大臣と県及び双葉町、大熊町による協議の場や、同日午後の安倍総理大臣との面会時においても同じであります。総理との面会時には、佐藤福島県知事も、双葉町長、大熊町長からは、私の考えを受けとめ地権者への説明を了承するとのお話をいただいたと明言されたところであります。

今後、国による地権者説明会が始まることとなりますが、町議会全員協議会や行政区長会、そして国が全町民向けに配布した資料の中にも記載があったとおり、まずは地権者の特定の作業を行うこととなります。あくまでも地権者の意思が最大限尊重されるべきものであることから、私は国に対して地権者からのさまざまな質問等に丁寧な答え、地権者の立場に寄り添った対応を求めていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

私も町長の考えはごもっともだと思います。国、県、国民、県民を守れないなと私は最近感じてお

ります。県知事が、双葉町民もちゃんと県民だということがわかっているのかなと、双葉町民とか大熊さんも加えた中で、県としての話し合いというのは全然なかったと思います。ただ、うちの双葉町としては、議会の懇談会も町長に報告しておりますし、町長も数度、町民との懇談会をやっていると思います。私たちは、私個人ということもないですけども、8月26日の全員協議会の中で、地権者が一番大事ではないか、権利が一番あると私は判断しています。その地権者にも何も言わないうちに、国が青図面の中に入れてしまうこの恐ろしさというのは、これ本当にひどいなと。ましてや、よく取材に来るメディアの皆さんが、私たちには聞く権利があると言いますけれども、聞く権利あるけれども、本当のことをちゃんとやってくれないと、双葉町長が、ではいつ容認したのかといたら、全然そんな容認のあれなんか一つもなかったです。議会も容認なんか全然していません。そういうその報道が余りにも流れすぎて、双葉町民が外堀を埋められていじめられているように、町長、私は感じているのですけれども、そういう面でも、逆に言えば報道に関しても、そういうあれでは受けてもらいたくないし、やっぱり中間貯蔵って、本当にこの賠償とか補償にも、そういうものを先にやってもらって中間貯蔵だったらわかるのです。それで、人のものを勝手にとっていくような県とか国のシステムとか、そういうのはちょっと私はおかしいと思うのです。

今後、もっと町長、今言っていたいただきましたけれども、地権者説明会が終わった後、町政懇談会なりなんなりというの、地権者との話し合いなりというのも予定しているのかどうなのかというところをちょっと突っ込んだところまで聞きたいですけども、そこら辺どうお考えなのかというのを伺いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、何度も申し上げておりますが、私も大熊町長も、まず建設受け入れの容認という言葉は、内外ともに発しておりません。このことにつきましては、今議会でも行政報告でも報告させていただいておりますが、まず地権者への説明会を認めると、そういった判断をただけでございまして、その辺は広く町民の皆さんにもご理解いただきたいと思っております。

まず、国が地権者の皆さんに説明会をして、地権者の皆さんがどういう考えなのか、どういう思いなのかを酌み取って、そのことに誠意を持った対応をする、それが大前提であろうというふうに何度も申し上げておりますし、26日の議会全員協議会の後ぶら下がり会見の中でも、あるメディアが建設受け入れ容認という話を私のぶら下がり会見の時に話しておりました。それは、即座に否定をさせていただきました。そういったようなことで、我々は町民の皆さんが非常に不利益にならないように対応しているつもりであります。どうも報道先行で我々の考えている、我々が話しているものと違う報道にされているような感じを受けております。そういったことでは、今後も県と大熊町と連携をして、我々のぶれないような対応をしていきたい、町民の皆さんのための行政であるべきだろうと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、町政懇談会のことでありますが、地権者の皆さんに対する説明会をして、その状況によっていつの時期なのか、そしてそういったことに対して前向きな検討をしたほうがいいのかどうなのか、そういうことも踏まえて判断をさせていただきたい、そういうふうを考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、菅野博紀君。

○4番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。

逆に言えば、その言葉が双葉の町民の方々に隔々まで聞こえれば一番皆さんが安心するのかなと、双葉町としては容認はしていないと。本当に戦時中の第二次世界大戦中によく報道されていましてよね、日本軍が負けても何しても、日本軍は勝ちましたと、今の報道はそういうふうに私は見えます。ましてや福島県に関しても、電源立地対策交付金、19年度までの資料があります。私たちの地域よりも、福島県全体に使ったものがいっぱいあるので、そういう面で見れば福島県全体で使っているのだから、こういうときも福島県全体で一つになってほしいなと、県に餌に使われたくないなと、双葉町民を双葉町が守っていくように頑張っていたいただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位3番、議席番号6番、谷津田光治君の一般質問を許可いたします。  
6番、谷津田光治君。

（6番 谷津田光治君登壇）

○6番（谷津田光治君） おはようございます。議長の許可がありましたので、一般質問させていただきます。

まず、中間貯蔵施設についてであります。今菅野議員の一般質問を聞いていて、私も少しこの質問していいのかどうか迷っているところであります。まだ町長は受け入れは了承していないというようなことでしたので、どうしようかなと迷うところでありますが、通告した関係上、質問させていただきます。

中間貯蔵施設について、県及び大熊、双葉2町が受け入れと報道されました。8月26日の議会全員協議会で、国からの説明を聞くだけということで我々は説明を聞きました。議長からの招集内容は、国、県の説明でしたが、県の職員2名出席したのですが、これは何の発言もなかったと記憶しております。議会は、説明を聞くだけで結論づけはしないというような申し合わせだったと私は記憶しております。26日以後の状況について、町長から何の説明もありませんでした。町長は、議会からの申し入れ、これは議長名で申し入れておりますから、それは当然わかっているはずで。

本当に町長、中間貯蔵施設の受け入れは了承していないのであれば、私の質問が全く無意味になりますし、これ一応8月31日の民友新聞、中間貯蔵施設受け入れ表明、知事5項目条件つけ、大熊、双葉両町も了承、これがもし間違いであったらば、質問には載っていませんけれども、町長はこの新聞記事、新聞社に対してとる態度があると思うのです。ですから、とりあえず私らはこの記事を読んで、双葉町長は受け入れ容認ということで質問させていただいています。ですから、そのような方向づけ

のもとで質問しましたので、それで答弁できるのかできないのか、できなかったらできないで私は結構だと思えます。伊澤町長は、中間貯蔵施設建設の受け入れはしていないということで、はっきりここで確認しておきたいと。何か通告とちょっと違う質問になりました。でも、今町長の菅野議員に対する答弁で変わりましたので、その辺はご了解ください。

それから、施設建設を認めた理由。だから、今言ったのと、全くこれ町長の答弁とは違ってきてしまいました。議長にお願いします。どうこれ取り扱うのか、私の通告どおりでいいのか、ちょっとここで一旦休議してもらってもいいですから、建設受け入れは了承していないという今の菅野議員に対しての答弁ですから、そうすると私の質問が全く意味がない質問になってしまうのです。

○議長（佐々木清一君） 議運で一応審議されておりますので、ここで休議して議運の判断を待ちたいというふうに思いますので、休議します。

休憩 午前 9時35分

---

再開 午前 9時44分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

谷津田議員さんには、通告どおり質問を続けてください。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） ただいま前置きでいろいろ申し上げましたが、全く内容が違うのかどうかは別として、通告どおり進めます。

施設建設を認めた理由と地方自治体の長の権限を伺います。

これ議長、参考にやります。8月に入ってから今議会までの国、県との会議内容、これを詳細に時系列で、何月何日、何月何日ということで伺います。

町有財産、この施設計画地内に町有財産がありますが、これらの取り扱いについてお伺いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 6番、谷津田光治議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1、中間貯蔵施設建設について。（1）、施設建設を認めた理由と地方自治体の長の権限についてのおたがしであります。先ほどの菅野議員の質問にもお答えしたとおり、私としては地権者への説明を認めることとしたいとの判断を行ったものであり、報道されているような施設建設を容認する発言はしておりません。まずは、国が地権者説明会を早期に開催し、地権者の理解を得られるよう丁寧な説明を求めていくものであります。

地方自治法第1条の2第1項に、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うと規定され、同条第2項には住民に身近な行政はできる

限り地方公共団体に委ねると規定されており、中間貯蔵施設はその内容、あり方いかんは、町民の福祉、安全に重大なかわりがあることから、町は当然自己の事務として関与していく権限と責任を有しているものと考えております。

したがって、中間貯蔵施設に関連する事務は地方自治法第2条第2項の地域における事務であり、同条第3項の規定により市町村がその事務を処理する必要があるものと考えます。そのため、中間貯蔵施設は除染の加速化、環境回復のためには必要な施設である一方、特別な迷惑施設であることから、町民の福祉、安全性、町への復興等への影響に鑑み、自己の事務として関与してきたものであります。しかし、個人所有の私的財産の取り扱いを私が判断できる立場にはないため、まずは国が地権者説明会を早期に開催し、地権者の理解を得られるよう丁寧な説明を求めていくこととしたものであります。

(2)、次に8月以降、今月10日までの国、県との会議内容についてのおたただしであります。まず8月8日に石原環境大臣と根本復興大臣から佐藤県知事と渡辺大熊町長、そして私に対して国からの回答書が提示されました。その内容は、主に総額3,010億円の財政措置を提示したものであり、内訳として、1つは中間貯蔵施設等に係る交付金（仮称）として極めて自由度の高い交付金を創設し、その規模は全体で1,500億円とするものです。

2つ目は、原子力災害から福島復興交付金（仮称）として、福島県全域の復興を効果的に進めるための事業等に利用できる1,000億円の交付金を創設するものです。

3つ目は、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金について、現行の特例措置を増額し、増額分を県に対して30年間継続して交付するもので、総額510億円の増額になるとの説明がありました。

その後、8月25日には県知事から大熊町長と私に対して、県独自の財政措置の提示がありました。これは、県が地権者に対する生活再建支援を初め、そのほか町の地域振興等に必要なきさまざまな課題に対応するため、2町合わせて150億円を町に交付するといった内容でありました。

翌26日には石原環境大臣が同席の上、国、県が町議会全員協議会において説明を行いました。その中では、中間貯蔵施設に係る交付金の配分として、2町に850億円を措置し、県からの独自の財政措置150億円と合わせて総額1,000億円の措置を予定していることと、交付金の使途についての説明がありました。なお、当日の全員協議会終了後に議会から、早急に地権者説明会を開催するようとの要望書を受け取りました。

さらに、翌27日には井上環境副大臣が参加して、行政区長会において国と県からの説明がありました。内容は、前日の全員協議会と同じものであり、参加した行政区長からは、地権者へのわかりやすく丁寧な説明を心がけてほしいなどのさまざまな意見が出されました。

28日には、根本復興大臣から大熊町長と私、そして県に対して、大熊・双葉ふるさと復興構想（根本イニシアティブ）が提示されました。その際、大臣からは国が最大限支援していくので、国、県、両町がスクラムを組んで復興に取り組んでいただきたいとの発言がありました。

30日には、県との協議が行われ、まず県知事から私と佐々木議長、そして大熊町の町長、議長に対して県の考えが伝えられました。知事からは、苦渋の判断だが中間貯蔵施設の建設受け入れを容認したいとの表明とともに、建設受け入れと搬入受け入れの判断は別であり、地権者に対してわかりやすい丁寧な説明を行うことに加え、5項目の確認事項を付したいとの協議がありました。

その5項目とは、1、県外最終処分の方案成立、2、中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化、自由度、3、国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化、4、施設及び輸送に関する安全性、5、県、2町との安全協定案の合意であります。

知事の考えに対して、私と大熊町長は知事の考えを受けとめることと、地権者への説明を認めることについて発言をいたしました。これは、先ほどから答弁していることでもあります。県と2町との協議に引き続き、県と双葉郡8町村長との協議が開かれ、8町村長の議長もオブザーバーで参加する中、県知事より同様の考えが示されました。これに対して双葉、大熊以外の6町村からは、県と2町の判断について尊重する旨の意見をいただきました。

そして、今日1日に環境、復興両大臣と県知事及び2町長との協議が開かれ、県からは条件つき建設受け入れ容認が、そして私と大熊町長からは、繰り返しになりますが、地権者への説明を認めることをお伝えいたしました。同日午後には、首相官邸での県知事による安倍総理大臣への申し入れに私と大熊町長も同席し、県の判断と2町の考えを知事よりお伝えいただきました。その際に、私と大熊町長からは、両町及び双葉郡の将来像の早期かつ具体的提示と、長期にわたる本県の地域振興等への財政措置を含めた対応を政府一丸となって取り組んでほしいと要望したところであります。

以上が時系列と国、県との会議の詳細であります。

3番目に、次に町有財産の取り扱いについてのおただしであります。まず地方公共団体の担当事務としては、地方自治法第149条第1項第6号において財産を取得し、管理し及び処分をすることが規定されております。一定条件以下の財産であれば、長の権限で処分可能であります。これを超える場合については地方自治法第96条第1項第8号及び地方自治法施行令第121条の2第2項別表第4によって議会の議決が必要になります。

いずれにいたしましても、国の地権者への説明状況やその後の推移を見きわめながら、町有財産の取り扱いについては事前に議員の皆さんと十分協議を行い、対処してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 再質問を行います。

とりえず再質問の最初に、この中間貯蔵施設建設の受け入れは、まだ了承していないとはっきりお話ししてください。

それから、今の答弁で、当然この前の答弁とは違って、自治法の条項まで言われました。この前はうわべだけで、でも町長が今申し上げましたように、確認事項で5項目ありました。これは、何ということない受け入れの条件整備のための申し入れのように私は聞こえます。これが全部クリアされ

ば、受け入れはオーケーですよと何か言っているような気がしてならないのです。これは、県外で最終処分の法案なんていうのは、これはずっと前から我々も町長も言っていたことですし、交付金もそうですし、これは国の搬入ルートなんて、副町長も前の説明会の時に、つくばで説明が始まったと聞いていました。だから、もう半年も前にこんなわかっていたのでしょうか。町長も同席していたところで説明、話が始まったと私聞いていました。ですから、こんなのは前々からもうやっていないか、本人がいるから、その前でやっていませんと言ったら、こういうことはさきからもうわかっていたような気がするのです。今さら搬入ルートの維持管理なんて、ルートが副町長わかっていて説明しようとしたというのに、それから運び込むとなれば安全性は当然ですけども、こういうものがクリアされればいいですよと言っているように聞こえてならない。

先ほど自治法を町長説明しましたけれども、私は自治法の前に日本国憲法があると思っています。11条で国民の基本的な権利、12条、自由及び権利、この権利の中で、町長、ここをちゃんと皆さんに説明しないとだめだし、町として動くのにも、この2条なんか常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負うというのがあるのだよ、ですから国民としてはやっぱり協力することもなくてはだめだとうたっているような気がする。だから、その協力するために、ではどう条件整備すれば協力してもらえるのか、頭ごなしに買い上げしますとか、ここにつくりますというふうに一方的に国に決められてしまうと反発するのだよ。だから、ちゃんと説明をして、ここしかないのですというような話に持っていく方法をやっぱり考えてもらう、そうしたらこんな5項目の条件みたいなのと別な、つくるための条件というのは地権者、もう何代も先祖代々そこに住んでいる人、そこで生計を立てている人がいるわけですから、だからその人たちが納得するような条件整備、(5)までのこんな簡単な整備とは全く違うのだから、ですからこれはやはり、まだ了承していないというのであれば、その了承するための努力を町長にしてもらわなければなりません。

それから、メディアの人たち、当然これライブで放送しているのだからみんな見ていると思うのですけれども、メディアの人たちにもはっきりと町長の口から、まだ施設の建設は受け入れておりませんというようなことを話していただきたいと思います。

これ施設の建設と搬入は別だというようなのが、きのうも資料としていただきました。でも、やっぱり施設をつくれば搬入は当然オーケーになるわけですから、搬入するために施設をつくるのか、施設をつくって搬入させなかったら、つくった炉は何のためにつくったのだから意味がないし、それらをつくっただけの費用は、ではどこで持つのかというのが出てくるので、やっぱりこれはイコールにするための条件整備を私はしていただきたいというふうに思います。

とりあえず、まだ中間貯蔵施設の受け入れはされていないのであれば、搬入も含めた施設づくりについてしっかりと地権者が納得するような、町長もここまで国、県と話し合いをしてきた過程から考えると、絶対国任せで地権者説明会はやらせませんなんていうことではないと思います。今言ったように、町としてかわり合う権限はどういう、了解する権限はどうだと今町長が答弁したように、町に

も権限があるのであれば、国、県任せだけではなくて、地権者が了解する条件整備を町としても最大限やっつけていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

今回の中間貯蔵施設の建設受け入れの件についてであります。町としまして、大熊町も同じであります。建設受け入れの判断はしておりません。これは、何度も申し上げておりますが、地権者への説明を認める判断をしたということで、変わっておりません。これは、先ほど菅野議員の一般質問の答弁でもお答えしているとおりであります。

また、国による搬入ルートの維持管理及び周辺地域の明確化ということで先ほどおたがしがありましたが、このルート搬入の説明は私は受けておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

地権者のそれぞれの状況、条件、個人個人のそれぞれの考え方があるわけですので、我々としては地権者へ丁寧な説明をしていただきたいと思います。地権者の理解を得る努力を国がするべきだというふうに申し上げておりますし、個人個人それぞれの土地を持っている、財産を持っている所有者であります。個人個人の権限に我々が介入するということは考えておりませんし、個人の判断でしていただくと、そういうふうなことで先ほども菅野議員の答弁の中でも申し上げておりますが、そういうふうな考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 町有財産の取り扱いなのですが、これは先ほど言ったように公共の福祉というような文言もありますことですから、町としても、これ当然受け入れる前に考えなければならないことだと私は思っています。受け入れてから考えたのでは多分遅い、受け入れる前に町有財産どうするか、それはしっかりと考えていただきたいと思います。前に町有財産がどうかという話が出てしまうと、地権者もかなり迷うと思うので、その辺は慎重に、財産の処分にかかわることであるのでという答弁もありました。当然議会の承認が必要になってくるわけですから、それはもう事前にしっかりと説明なり相談、協議をしていただきたいと思います。そのようにお願いをしておきます。

町長、ちょっとその辺しっかりと答弁してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 谷津田議員の再々質問にお答えいたします。

地権者への説明状況やその後の推移を見きわめながら、町民の代表である議員の皆様と事前に協議をしながら町有財産の判断に対しては判断していきたい、そういうふうに考えておりますし、現時点では地権者の理解が最重要なので、まずは国に地権者説明会を開催させ、地権者に丁寧に説明し、理解を得る努力をすべきものと考えております。

したがって、地権者が判断する前に町有地の取り扱いを判断する考えは今現在考えておらず、先般9月2日に福島の地方紙2紙から、公有地から買収開始というような報道がありました。そういう

ふうなことはございません。この記事についても、掲載当日に環境省に対して抗議をしたことをここでもお話をさせていただきたいと思えます。また、9月8日にも福島地方紙の中で、大熊、双葉が中間貯蔵受け入れをしたような記事がありました。そのことに対しても訂正をしておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 次に移ります。

中間貯蔵交付金について、先ほど交付金についてもお話がありましたが、県知事は中間貯蔵施設は前例のない特別な迷惑施設と言っております。その影響は、全県下に及ぶことを改めて認識していただきたいというような話をしております。設置者として責任を持った対応を国に迫ってもおりました。これに対して政府は中間貯蔵交付金、こういうやつを出してきたのです。前例のない迷惑施設を2町に押しつける県は、借賃として使う、買い取りでも30年でと言っておりますので、30年後の双葉町をどんな姿で残してくれるのか、知事は町長に話をしませんでしたか。しっかりとした説明があって、30年後の双葉町はこういうふうにして残していただくのだというような話が、これは私はあったと思うのですが、お知らせしていただきたいと思えます。

中間貯蔵交付金の内容ですが、先ほども答弁ありましたが、これは30年間ちょぼちょぼ、ちょぼちょぼもらえるやつというので、もらえないよりはもらったほうがいいからと、一生懸命欲しいと言ったと思うのです。ですから、これらも答弁してください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2番目の中間貯蔵交付金について。1番、県知事が言う双葉町の将来像についてのおただしであります。根本復興大臣が先月28日に私と大熊町長、そして県に対し、大熊・双葉ふるさと復興構想（根本イニシアティブ）として示したような双葉町に特化した将来像については、県では示しておりません。県において、平成24年12月に策定したふくしま新生プランにおける地域別の主要施策の中で、相双地域の課題と施策の展開方向を記載しているほか、同年12月28日に第2次計画として改定した福島県復興計画においても、双葉郡の復興の取り組みを記載しているものと承知しております。

なお、先月30日の知事と双葉町、大熊町との協議の中で、私から双葉町の復興を実現するためには広域自治体としての福島県の支援は欠かせない、避難地域の中でも非常に苛酷な状況に置かれている両町の復興に最大限の支援をお願いしたいと申し上げました。それに対して県知事からは、県としても両町の一日も早い復興が実現するよう、今後とも最大限努力するとの発言をいただいております。

2番目に、次に中間貯蔵交付金の内容についてのおただしであります。先月8日の国からの回答で、中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するために必要な幅広い事業を実施するため、1,500億円の極めて自由度の高い交付金を創設するとの説明があり、さらに先日の町議会全員協議会において国から両町への直接交付の金額は850億円であることや、ふるさとへの訪問支援、子育て環境の充実

や高齢化対策、就業支援、避難先の住民票を有しないことに伴う不都合の解消など、生活再建全般にわたる措置や、2町が主体的に取り組む地域振興策等に活用できるとの説明がありました。

一方、交付金の予算化の時期や交付金を活用した事業の内容については、今後とも確認が必要な項目もあるものと考えております。いずれにいたしましても、町の復興と町民の自立的な生活再建を支援する観点から、国としても活用策を柔軟に考えていくとの方針は示されたものと認識しております。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 県知事は主導的立場でこれを進めているわけですので、やはり県内汚染地域がいっぱいあったにもかかわらず、県内に避難をしろと、そうやって県内にできるだけとどめ置く避難方法を知事はさせてきたのです。県外に避難した我々双葉町町民、役場は、何か悪者扱いみたいな報道がされたような記憶があります。今ごろになって、一生懸命除染だと騒いでいるところがあります。国でやらないので、独自で市でやっているところもあると新聞に出ていました。そういうところに避難させておいて、今ごろになって除染というのも変な話だし、この復興交付金だって県でどれだけの金を使うのか、これ少なくとも県内全域の、あの黒い放射能に汚染された土壌など入っている袋を大熊、双葉に運び込むのであれば、とりあえずそれが、町長、了承されたならばの話ですから、まだしていないと言っていますけれども、だからそういうものが運び込まれる大熊、双葉のこの地域のことをまず最優先で考えてもらわないと、ここへ持ってきた、うちの庭きれいになった、あとはおまえら勝手に、うちがきれいになればいいのだということでは、私は納得いかない。ですから、この辺は町長、しっかりと県と国と、折に触れ希望を出してほしいと思います。これは答弁よろしいです。お願いだけしておきます。

次、双葉町の復旧復興について。大震災、津波、原発事故から3年6カ月が過ぎました。現在双葉町内はどういうふうになっているのか、何か変わったことがあるのか。

それから、避難解除準備区域に指定された中野、中浜、両竹3行政区の除染計画が新聞報道されました。モデル除染が双葉町でも、最終的に役場まで4カ所ですか、やったのですが、その他の除染計画、これは今あるのかどうか。

それから、政府が示した双葉ふるさと復興構想とはどのような内容かとお聞きしているのですが、この件については、何か先ほどの答弁の中にありました大熊・双葉ふるさと復興構想（根本イニシアティブ）と、何かこれ全然わけわからないこと書いている、全部これから話し合いしましょうということですよ、だからこれはしっかり腹くくって相談してください。この件は余り詳しくなくてもいいです、これ本当に根本復興大臣の構想ですから。だから、今申し上げた質問に答弁していただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3番、双葉町の復旧復興について。1番目に、町がどう変わったか、現在の状況についてのおただしであります。平成25年6月に策定した双葉町復興まちづくり計画（第一次）

に基づき、町民一人一人の生活再建に係る取り組みとともに、町の復興に向けた取り組みを進めてまいりました。

平成25年5月に行われた国による警戒区域の見直しによって、町は帰還困難区域と避難指示解除準備区域に再編されました。これを受けて、同地域の復旧に向け、国、県等との協議を重ねながら、避難指示解除準備区域に係る除染計画の策定、同区域内の災害廃棄物の処理、河川、海岸堤防や県道、町道の災害査定の実施などに取り組んでまいりました。

また、町の大部分が帰還困難区域にあるところではありますが、町民の心のよりどころとなる墓地について、除染とあわせて除草や墓石の整備を実施したほか、町民が安全に一時帰宅を実施できるよう、道路の応急復旧工事や除草、仮設トイレの設置、仮設防火水槽の設置による消防体制の整備などの取り組みも進めているところです。

さらに、帰還困難区域内においても昨年度、環境省による除染モデル実証事業として双葉厚生病院、ふたば幼稚園、双葉町農村広場が除染されたところです。今年度についても帰還困難区域の重要な拠点施設について、環境省に対して除染の実施を求めており、既に双葉町役場庁舎の除染は完了したところです。

このように、町の復旧に向けて一歩ずつ歩みを進めているところではありますが、町の大部分が帰還困難区域であり、町の復興の見通しが立っていないこともまた厳しい現実であります。町の復興に向けては、今後町の将来像を具体化した双葉町復興まちづくり長期ビジョンを策定し、復興に向けた取り組みを加速させてまいります。

2番目に、モデル除染が実施された以外の町内の除染計画についてのおただしであります。避難指示解除準備区域につきましては、7月15日に双葉町の避難指示解除準備区域である大字中野、中浜、両竹を対象とした除染計画が環境省から発表され、今後計画に基づき除染が実施されることとなります。また、帰還困難区域については昨年度、環境省による除染モデル実証事業が実施され、双葉町内においては双葉厚生病院、ふたば幼稚園、双葉町農村広場を対象として実施されたところです。除染モデル実証事業の結果、双葉厚生病院については67から71%、ふたば幼稚園については66から73%、双葉町農村広場については39から80%の低減効果があったとの報告を受けているところです。さらに、今年度については帰還困難区域の重要な拠点施設について、環境省に対して除染の実施を求めており、既に双葉町役場庁舎において実施されたほか、今後双葉中学校、双葉高等学校、双葉町コミュニティーセンター、双葉駐在所についても実施される予定となっております。町の復興に向けて重要な拠点となる施設については、引き続き先行した除染を環境省に求めてまいります。

また、帰還困難区域について、国はこれまで除染の方針を示しておりませんが、8月28日に根本復興大臣から提示がありました大熊・双葉ふるさと復興構想において、町の復興拠点として重要な地区等については、帰還困難区域であっても町の復興に資する観点から、優先的に除染を行うことなどを地元とともに検討することが明記されました。さらに、復興の支障となる荒廃家屋等について

も、除染と解体の一体的な実施等について国と町で具体的な協議を進めることも明記されました。こうした国の新たな考えを受けて、帰還困難区域の優先的な除染について、現在策定を進めている双葉町復興まちづくり長期ビジョンの検討を踏まえながら、今後国と協議を進めていきたいと考えております。

3番目に、双葉ふるさと復興構想についてのおただしであります。8月28日に根本復興大臣から発表された大熊・双葉ふるさと復興構想は、帰還困難区域が町域の多くを占め、避難期間が長期間を余儀なくされる地域である両町に対して、国としての復興に向けた基本的な考えを示したものです。

この構想の内容は、復興の方向性、復興計画との連携、今後の取り組みから構成されております。復興の方向性では、町の復興拠点として重要な地区などについては、現時点で帰還困難区域であっても優先的に除染を行うことを検討すること、町内の復興拠点整備について新たな産業振興プロジェクトの立地や企業進出等が今後の地域振興の核になることから、まずはコンパクトな復興拠点の整備に早期に着手すること、将来的な住民の帰還に当たっては、当面の間2地域での生活を実質的に可能とするなど、生活実態に合わせた措置について検討すること、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会報告書に掲げられた主要プロジェクトについて、その配置を積極的に構想すること、復興の支障となる荒廃家屋等について、除染と解体の一体的な実施について国と町で具体的な協議を進めることなどについて示されております。

次に、復興計画との連携では、国として復興計画づくりに最大限協力するほか、計画の具体化に向けて主体的に取り組むこと、常磐自動車の追加インターチェンジの整備について、その役割の重要性を認識し、引き続き関係者との協議を進めていくこと、JR常磐線の早期全線開通に向けた取り組みの具体化等を進めていくことなどが示された上で、特に双葉町については町が今年度策定を予定している双葉町復興まちづくり長期ビジョンの検討作業とも連携しながら、国としても主体的に町の復興のあり方を検討すること、町内の帰還困難区域を含む低線量地域における新たな復興拠点の整備や双葉駅周辺の再整備及び国道6号線周辺の産業拠点の形成などについて、町とともに検討することなどについて示されております。

次に、今後の取り組みでは、両町の復興事業が本格化するには、いましばらく期間が必要であることから、両町の復興が円滑に進むよう将来分の事業予算を適切に確保すること、広域的な観点から市町村の枠組みを超えて12市町村の地域の将来像を県や市町村と一緒に検討することなどについて示されております。これらの内容において、特に町内復興拠点の整備、帰還困難区域の優先除染、イノベーション・コースト構想におけるプロジェクトの配置検討などについては、かねてから私から根本復興大臣に要望してきたことが盛り込まれたものであると評価しております。今後町としては、この構想の実現を国に強く求め、その具体化に向けて国、県との協議を進めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 8月26日に大臣が出席した全協、このときに我々双葉町議会の全協では、



---

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員さん、今質問をやめますということは、これをやめるということ。

○6番（谷津田光治君） \_\_\_\_\_

○議長（佐々木清一君） 答弁要らないということなの。

○6番（谷津田光治君） \_\_\_\_\_

○議長（佐々木清一君） もし答弁要らないのであれば、次の質問に入ってください。

○6番（谷津田光治君） \_\_\_\_\_

---

---

○議長（佐々木清一君） 谷津田議員さんに申し上げます。

今答弁は要らないと再度言いながら、今答弁をしてくださいということは、最初のやつを取り下げますか。

○6番（谷津田光治君） 取り下げます。

○議長（佐々木清一君） どの部分を取り下げますか。

○6番（谷津田光治君） 答弁要らないを取り下げます。だから……

○議長（佐々木清一君） ちょっと待ってください。

今谷津田議員さんから、答弁を取り下げると、要らないという部分を取り下げるということの申し入れがありましたが、よろしいですか。

（「はい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、許可します。

（「議長、休議してください」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、休議します。

休憩 午前10時35分

---

再開 午前10時35分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 安全協定についての質問は全部最初から取り下げます。取り消しお願いいたします。

再度質問させてください。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時36分

---

再開 午前10時37分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

それでは、谷津田議員さんより4番目の安全協定についての質問については取り下げて、新たに質問しますということの取り扱いにしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） では、谷津田議員さん、進めてください。

○6番（谷津田光治君） 安全協定について。原発周辺の安全確保に関する協定の6月議会以降について伺います。

きのう、町長の行政報告がありました。行政報告には、8月12日付で了解通知を行いました。ですから、私の質問は余り意味がないのです。ですから、先ほどの話になってしまいました。我々に今まで答弁していたのが、安全協定の見直しということでやっていたはずなのですが、ですからこれはどういうふうな経緯をたどって安全協定が見直しされたのかどうか、では伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 安全協定について。原発周辺地域の安全確保に関する協定の6月議会以降についてのおただしであります。6月12日開催の町議会全員協議会において、福島県から協定書の見直し案の説明がありました。その後、議員の皆様からのご意見を踏まえて従前の協定の延長線上の改定ではなく、廃炉の安全確保を目的とする新たな協定とするよう県に申し伝え、県において立地町の意見をを受けて東京電力株式会社との協議を行っているところです。廃炉の安全確保を目的とする新たな安全協定を早期に締結できるよう、東京電力株式会社には県との協議に真摯に応じるよう強く求めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 6番、谷津田光治君。

○6番（谷津田光治君） 安全協定、これ町長言っているように平時の安全協定ですけれども、これは原発設計段階から平常運転までの安全協定ですから、これよくわかって進めてください。

それから、安全部会、これは福島県の機関ではないですから、福島県と立地町との協議会ですから、これ。福島県原子力発電所安全確保技術連絡会、これの中に安全部会と幹事会があるのですから、これは課長、間違わないでください。

次、福祉政策、これ双葉町の要介護、要支援認定者が震災原発事故以前と比較して、現在大幅に増加していると聞き、また新聞報道などで読んでおります。この対応と対策、伺います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 5番の福祉政策について。双葉町の要介護、要支援認定者が震災原発事故以前と比較して現在大幅に増加している対応、対策についてのおただしであります。震災以前の平成

23年2月においては、要支援者が69人、要介護者が256人、合わせて325人であります。平成26年3月では要支援者が130人、要介護者が392人、合わせて522人となっており、震災以前と比較しますと要支援者が61人、要介護者が136人、合わせて197人、60.6%の増となっております。

震災後の3年間で大幅に増加している要因としては、住みなれたふるさとから避難を強いられ、生活環境の大きな変化や、以前の家族構成が別々に生活するなど、核家族化、さらに不自由な避難生活の長期化が考えられます。全国の自治体に避難している町民が認定手続や介護サービスの活用が図られるよう、避難先の自治体などと密接な連携を図っている状況であります。

町としては、何よりも介護予防対策が重要課題と考えておりますので、応急仮設住宅や借上げ住宅等で避難生活している町民への訪問活動を関係機関の協力のもと実施し、健康支援を図っているところであります。また、要支援者が要介護状態に進まないよう、介護予防対策として介護予防訪問介護、予防通所介護、予防通所リハビリテーションなどの介護予防給付を実施しております。さらに、双葉町社会福祉協議会には生活支援、介護予防事業、地域包括支援センター事業等の委託を行い、サロン、外出支援サービス、軽度生活援助、相談事業等を実施している状況であります。現在も全国39都道府県に町民の方が避難している状況から、原発避難者特例法に基づき、全国の避難先自治体に対し個別訪問や介護予防事業への誘導などを依頼し、介護予防に努めております。

介護予防対策については、重要課題と捉えておりますので、引き続き介護予防事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

(「休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) では、休議します。

休憩 午前10時45分

---

再開 午前11時00分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号7番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

7番、岩本久人君。

(7番 岩本久人君登壇)

○7番(岩本久人君) 議席番号7番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、あらかじめ通告書を出しておりますので、通告書に沿いまして一般質問をさせていただきます。大きく2点についてお伺いいたします。

まず1点目、復興公営住宅等の整備についてお伺いいたします。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故より避難を余儀なくされてから、ちょうどきのうで3年と6カ月がたちました。もう3年半なのか、まだ3年半なのか、中間貯蔵施設が30年以内、県外処分ともなれば、まだ3年半なのかもしれません。いまだに町民は、9月1日現在、全国39都道府県374区市町村へちりぢりとな

り、将来への不安を抱きながら避難生活を強いられている状況には変わりません。果たして元気なうちにふるさとに戻れるのであろうか、生きている間に戻れるのであろうか、なれ親しんだ先祖伝来の土地、自然豊かな山、川、海のあるふるさとに住めるのであろうか、まだまだ先が見えないのが現実であります。狭く不自由な応急仮設住宅の生活から、一刻も早く復興公営住宅に入居したいと願っている町民の方も多くいると思いますが、我が町ではいまだに入居した人は誰もいません。応急仮設住宅、みなし仮設住宅等の入居期限が平成28年3月までと期限が迫っている以上、整備の加速化を図ってもらわなければなりません。

そこで、質問に入りますが、県は復興公営住宅第1次整備計画分を平成26年4月1日より、入居可能分として第1期分528戸を募集しました。しかし、第1次整備計画分の3,700戸のうち約4割に当たる1,600戸分の整備が、1カ月から9カ月遅れと報じられました。第2次整備計画分として1,510戸の整備計画があるいわき市でも、完成までの進捗状況が大きく遅れる可能性、おそれが生じてくると思いますが、数点お伺いいたします。

まず1つに、第2期募集以降の整備計画についてお伺いいたします。

2点目、復興公営住宅整備に対する今後の課題はどのようなことがあるのか、お伺いします。

3点目、入居募集に対する今後新たに町民の意向調査を実施する考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

最後4点目、復興公営住宅以外の住宅再建策として、宅地造成分譲地整備など、対策を講じるお考えがあるのか、お聞かせください。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 7番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

1番目の復興公営住宅等の整備について、第2期募集以降の整備計画はとのおただしであります。復興公営住宅の第2期募集については、10月1日から受け付けが開始されます。今回の募集で双葉町民が応募できる住宅は、福島市飯坂団地、郡山市八山田団地、いわき市八幡小路団地の3カ所で、4町ないし5町村の住民と共通の募集となります。双葉町民がまとまって入居できるいわき市勿来酒井地区、郡山市喜久田町地区、鶴見垣1丁目地区、白河市鬼越地区、南相馬市上町地区につきましては、第3期以降の募集となっており、復興公営住宅の整備の詳細がまとまったところから、順次募集が行われる予定です。

2番目の復興公営住宅整備に対する今後の課題がどのようなものがあるかとのおただしであります。町として復興公営住宅ができるだけ早く整備されることを県に要望していくことと同時に、入居が決まった方が仮設住宅等などから復興公営住宅にいかに円滑に移行できるかが大きな課題と認識しております。そのため、今後福島県に対して福祉部局との連携体制を含めた復興公営住宅への円滑な

移行に向けた体制整備を要望していきたいと考えております。また、いわき市勿来酒井地区の復興公営住宅の整備に当たっては、広く町民のコミュニティーの拠点となるよう住宅に併設した諸施設の整備が重要と考えておりますので、引き続き国、県及び関係機関との協議を進めてまいります。

3番目の入居募集に対する今後新たに意向調査をする考えがあるかとのおただしであります。住民意向調査については、復興庁、福島県、双葉町が共同で今月にも実施する予定で準備を進めております。今回の住民意向調査によって、勿来酒井地区を含めて各地区に整備される復興公営住宅の具体的な要望を尋ねることとしていることから、その結果を踏まえて県に対して要望を行っていききたいと考えております。

4番目の復興公営住宅以外の住宅再建策として宅地造成分譲地整備などの対策を講じる考えはないかとのおただしであります。避難されている方がみずから自宅を再建する動きが加速していることに伴い、特に避難者が多いいわき市においては、宅地需要が逼迫しているという問題があると認識しております。この問題への対応に関しては、いわき市当局において具体的な検討が進められており、市街化区域内の未利用地における民間宅地開発の適切な誘導、市街化調整区域における地区計画制度を活用した民間事業者による新たな宅地供給が検討されているとお聞きしております。今月にも実施する住民意向調査において、自宅再建の意向もお伺いいたしますので、意向調査の結果も踏まえていわき市当局とも連携を図りながら、町民の皆さんの自宅再建が円滑に進むよう引き続き国、県などへの働きかけを行ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほどの同僚議員の質問にもちょっと重複するところがあるかと思いますが、町長にお答えをいただきたいと思っております。やはり心配されるのは、整備の遅れでないかなというふうに思っています。中でもいわき地区の予定地には大きな復興住宅が多くて、特に北好間地区が300戸ですか、泉地区が250戸、そして双葉が用意している、整備する勿来酒井地区に200戸など、用地面積が広くて地権者数も多くて、相続登記をしていない方もいらっしゃるということで手続に困難を生じていたのが、やはり復興住宅の整備の遅れかなというふうにも思っています。これから勿来酒井地区のように、造成にもこれ時間がかかりかかるのではないかなということも心配されると思うのです。

それと、懸念されているのが入札不調の問題、これは県の問題かもしれませんが、今年度も昨年度に引き続いて、郡山喜久田町地区の大熊分の30戸ですけれども、入札不調に終わっています。県に聞いてみると、マンパワー不足、資材価格、また人件費の高騰など、予定価格を上回るのが原因だというふうに言っておりました。しかし、でもこれは本当に許されないことではないかなというふうに思うのです。副町長もいますけれども、予定価格を見直して、そして予定価格と実勢価格の隔たりのなくす、そういう対応が必要ではないか、当然のことだと思うのです。入り口でつまづいていたのでは、ますますこれ整備が遅れる一方なので、特にいわき市の中にはUR都市機構に1,000戸委託

しているというような整備の状況なので、その辺はこれ県が直接のと、そういうURに委託するのと、どう状況が変わってくるのかどうか、ちょっと心配されるのですけれども、先ほど町長は副町長と一緒に県の部局に強い要望してきたとおっしゃってございましたけれども、今後どのような県との協議を図っていくのかどうか、その辺のところを一つお伺いいたします。

それと、第1期募集で入居できなかった方も含めて、今後入居を希望する方へ復興公営住宅整備の進捗状況など、これも先ほど羽山議員からもありましたけれども、進捗状況などきめ細かな情報を提供する必要があるというふうに思います。これが希望する入居者の安心にもつながりますので、どのような形でこれ講じていくのか、その辺もちょっとお聞きいたします。

それと、特に町外拠点としている勿来酒井地区の5.5ヘクタールと広大な宅地造成で200戸の戸建て集合住宅整備で、より時間がかかるわけですから、入居される方が、先ほども言ったように安心するように、スケジュール、工程表を示すべきではないかなというふうに思いますけれども、その辺の考えもお伺いいたします。

以上、再質問です。

それと、済みません、もう一つ。今後、復興公営住宅整備の意向調査を今月末にするということですが、復興公営住宅によっては、これ場所も不便なところも中にはあるわけです。特に白河地区の復興公営住宅、外れのほうにあるということで、大分入居に心配されている方もいると思いますので、さまざまな入所者の要望に応えるために、アンケート事項の中にもその辺組み入れていただきたいというふうに思います。

それと、4番目の宅地造成分譲地の対策でございますが、これ受け入れるいわき市との都市計画の関係の調整もあとありますので、十分いわき市とも協議をしていただきたいと思っておりますし、いわき市だけが町外拠点ではないと思うのです。やはり郡山、南相馬、先ほど今後の予定の戸数も町長のほうからいただきましたけれども、昨年アンケートをしました意識調査の中にも、復興公営住宅に入居をしないと答えた方が53%、半数以上のアンケート結果が出ております。その中で、78.2%の方が一戸建てを希望するというふうに答えておりますので、こういう意向調査の中で、町長はこの双葉町で計画している双葉町外拠点をどのように捉えているのかなのです。単なる復興公営住宅群が町外コミュニティなのか、例えば勿来酒井地区5.5ヘクタール、200戸の住宅が、これが町外拠点としてもうよしとするのか、確かに勿来酒井地区の復興住宅の中には診療所、高齢者福祉施設、店舗、コミュニティの広場、農園など、魅力ある施設が併設されます。であるならば、やはり復興住宅の近傍に、これもいわき市と調整をしないといけないと思っておりますが、町民が安心して暮らせるような、そういった小規模な分譲地を行政として、町民の住宅再建の後押しとして分譲地を模索していただくように、県と、また関係市との働きかけを今後もお願ひしたいというふうに思いますが、その辺のところもまた再度お伺いいたします。

以上、再質問です。

○議長（佐々木清一君） 岩本議員さん、よろしいですか。

最後の町長答弁の中で、引き続き国、県へ働きかけるというふうな答弁がありますが、それでも再度答弁必要なのですか。再質問で、また同じことの質問になっていますけれども、今。

○7番（岩本久人君） ですから、私は……

○議長（佐々木清一君） 必要なのですかと。

○7番（岩本久人君） お願いします。町外拠点という意味での宅地分譲地と言っておりますので。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

大分質問の数が多かったので、抜け落ちていましたら後ほど指摘をいただければ、また回答させていただきますと思いますので、その辺はご了承いただきたいと思います。

まず、復興公営住宅の遅れ対策、進捗状況が芳しくないということでありましたので、先ほどもほかの議員の一般質問の中で答えておりますが、9月4日に県の部局長回りをしてきました。副町長と一緒に回って、そのときに県の担当が避難地域復興局でございますので、局長に復興公営住宅整備の遅れが発表されておりますが、双葉町の現状をよくわかっている方なので、特にこちら、双葉だけではなくて復興公営住宅に入居する人たちは首を長くして待っているのです、そういうふうな対応、対策、未然に防止できるものも検討して、順調な計画整備をしていただきたいというふうな旨の話を強く申し入れさせていただきました。当然入札不調ということも伺っておりますし、そういったことも工事単価の高騰による不調と聞いております。そういったものに対してもハード面では、これ国からの予算づけというものが必要になってくると思います。そういったことに関しましても、今後我々も復興庁のほうにお願いをしまして、そういうふうな予算づけも含めて、対応できるものは町としてできる限りの対応をしていきたい、そのように考えております。

あとは、進捗情報を町民の皆さんに提供するべきではないかと、進み方、復興公営住宅の今の現状を報告、皆さんにお知らせしたらいいのではないかとということでございますが、広報で皆さんにお知らせするのはもちろんのこと、ホームページ、あとは今月配布が始まりましたタブレット端末、そういったものを利用しながら、皆さんに情報提供できるようにしていきたい、そういうふうな考えです。

入居者に対する工程表、それに関しましては後ほど復興推進課長のほうから説明させます。

意向調査につきましては、入る入居される方がいろいろなニーズがあるだろうと、そういうふうなことにしてもっと細やかに対応すべきだろうと、そういったことで受けとめておりますので、そういったことにもいろいろ国との協議もしながら、対応できるものは対応していきたいと、そういうふうな考えです。

あと、町外拠点の中心になるだろう勿来酒井青柳地区の復興公営住宅がそれだけでいいのかということですが、まず先ほどもほかの議員の一般質問の中でも答えておりますが、大変な状況に置かれている町民の皆さん、これ毎回もう挨拶の中で定番になっておりますけれども、全国39の都道府

県、そして先ほど議員が三百七十幾つということで地区町村、基礎自治体に避難を強いられている町民の皆さんに、そういったものの対応を全て公平にしなくてはならないというのは大原則であります。現実それは非常に難しい状況になっているということもご理解いただきたいと思えます。なるべくそういうふうな差のないような公平、公正な対応を行政はするのが当たり前であります。今どうやってもマンパワーの不足、いろいろな部分でできていないということも事実であります。そういったことを少しでも改善するように、いろいろな対応を講じていかななくてはならないと思っております。そういった中で、UR都市計画整備機構とか、そういったものも活用したらどうかというふうなお話であったと思いますが、そういったものも対象にし、検討しながら取り組んでいきたいと。当然分譲地についても、いわき市のほうでは非常にいわき市の中でお世話になっている避難者が多いために、いろいろな民間の力もかりながら、土地の利活用を計画していると伺っておりますし、そういったものの需要と供給のバランスも踏まえて、今後中心拠点になるであろう勿来の酒井地区のほうもいわき市のほうには、そういうふうな検討もお願いしたいということと、それ以外でもそういうふうな郡山地区とか白河地区とか、先ほどお話ありましたけれども、そういうふうなものが可能であるかどうか、町としても検討していきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 駒田復興推進課長。

○復興推進課長（駒田義誌君） 今岩本議員の再質問に対して、工程表の件についてご説明申し上げます。

復興公営住宅の具体的な工程表については、かねて皆様方からもなかなかスケジュールが見えないというところでご要望を承っております。今県のほうで具体的な用地の造成、建設の期間を検討している段階でありますので、そういった検討の具体的な結果が出たら、そういう具体的な整備のスケジュールのようなものを示せないかということも県に申し伝えて、県と協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再々質問ですけれども、かつて仮の町構想というのがありました。集約型か分散型かで議論となりましたけれども、今では復興政策の中でほとんど語られなくなってきたかなというふうに思います。受け入れ自治体の抵抗感が強かったからだということでもありますけれども、そういう中で双葉町外拠点は、集中型と分散型とうまく取り入れている構想だというふうに感じております。以前町長はコメントで、町そのものが一つになったほうが町の存続や行政サービスが提供しやすく、できるだけ集約の方向を考えていると言っておりました。さらに充実した双葉町町外拠点を整備するためにも、国、県、受け入れ自治体と働きかけていただきますように、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。町長の政治姿勢についてお伺いいたします。環境省は、ことし5月31日から6月15日まで、双葉、大熊両町民を対象に計16回、中間貯蔵施設に関する

住民説明会を開催しました。しかし、住民からの候補地の具体的な補償額や生活再建、地域振興策への交付金、最終処分場を示す質問に対して、国からの回答が検討するなど具体的な回答がないまま終了し、双葉、大熊両町民の国への不信、不満が募る結果となりました。その後、去る8月の26日の双葉町議会全員協議会にて石原伸晃環境大臣から、中間貯蔵施設に関する交付金として国と県より双葉、大熊両町合わせて1,000億円の交付金を提示され、受け入れに対する理解を求められました。それに対して町は、地権者の理解が最優先で、町が受け入れるかどうか言える状況ではないとし、地権者の説明会開催が重要との考えを示しました。今後の中間貯蔵施設の受け入れの判断について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 町長の政治姿勢について、今後の中間貯蔵施設受け入れの判断についての考えはとのおただしであります。佐藤福島県知事は、去る8月30日に私と佐々木議長、そして大熊の町長、議長に対して福島県を除染を推進し、環境回復を図る上で必要との判断から、苦渋の決断だが建設受け入れを容認したい。ただし、建設受け入れと搬入受け入れの判断は別として、国に対して1番目に県外最終処分の法案の成立、2番目に中間貯蔵施設に関する交付金の予算化、自由度、3番目に搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化、4番目に施設及び輸送の安全性の確保、5番目に福島県、双葉町、大熊町との安全協定案の合意の5項目を搬入受け入れに当たっては確認したいとの協議がありました。

その際私からは、8月26日の町議会全員協議会終了後に提出された要望書を踏まえ、知事の判断は受けとめるものの、地権者の理解を得ることが最も重要であることから、地権者への説明を認めることとし、国において地権者説明会を早期に開催し、地権者の理解を得られるよう丁寧な説明を求めたいと申し上げたところであります。このため、今後も地権者の皆さんの意向を最大限尊重していくことが現時点での私の判断でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 再質問させていただきます。

用地補償、交付金の件ですけれども、県は国の用地補償額の差額の補てんに、双葉と大熊両町に150億円を拠出するということでもありますけれども、町長、これぶら下がりでもコメントしていただきましたけれども、本来国が補償するものではないかというふうに思うのです。要するに県が国の補償金を肩がわりしたようなものだと思っております。私は、ちょっと疑問に感じているのですけれども、中間貯蔵施設は通常の公共用地取得の損失補償ではなくて、原発事故が原因による用地買収で、事故前の価値で補償するのが当然だというふうに私は思います。なぜなら、地権者、町民には何の落ち度もなく、過失もないからであります。ここが、国が責任を感じていないところではないかなというふうに思います。国の850億円を含め、この交付金は何の目的のものなのか、迷惑料なのか、あるいは慰謝料として給付するものなのか、町民の生活の再建、町の復興のための交付金なのか、はっきりさせなければ

ばいけないというふうに思っております。我々の失ったものは、財物価値だけでなく、日常生活機能そのものを失ってしまったわけです。日常生活機能を回復することが、我々の生活再建を果たすことだと思います。この交付金が、単なる中間貯蔵施設の見返りであってはいけないというふうに思います。安全神話を信じ、その結果、事故を経験した我々にとって、この交付金は原発交付金のようなあめであってはいけないというふうに思います。本当の意味での町民の日常生活支援、町民の手となり足となる使い道として、今後国とも協議をしていただきたいと思いますと思いますが、現在の町長の考えをお伺いいたします。

9月1日、佐藤知事は中間貯蔵施設建設の受け入れを容認しました。知事は苦渋の判断と申しましたけれども、地権者の意見も聞かず、苦渋の判断をしてしまったようです。これから苦渋の判断をしなければいけないのは、これは地権者であり、町民であるというふうに思います。法制化の中身も、用地補償額も示されず、最終処分も決まらないまま地権者説明会へ臨むわけですが、町として地権者説明会にはどういう立場、対応で臨まれるのか、お伺いします。

それと、中間貯蔵施設はまさしく負の遺産、30年間の迷惑施設です。国は、全町民に資料を配布しましたけれども、それで町民は納得するのかどうか、地権者と周辺住民の溝をつくらない意味でも、地権者以外の町民への説明会を国に求める考えがあるのかどうか、そこもお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

中間貯蔵施設の用地の、いわゆる公共用地の取得に対する差額ということですが、これは大熊町とも県とも連携して国に対して、これは3.11、東日本大震災以前の用地の補償であるべきだということは、ずっと大熊町とも連携して訴えてきました。そういったことで、国にも強く申し入れをしてきた結果、こういうふうな状況になったわけですが、そういうふうなことで双葉も大熊も、双葉町が悪かったのですか、大熊町が悪かったのですか、地権者の人たちが悪かったのですか、そういうふうなことをずっと国には申し上げてきました。何ら瑕疵のない状況である人たちが、なぜ犠牲にならなくてはならないのかということの訴えもさせていただきました。しかし、公共用地取得という国の従前の考え方には何ら変わることがなく、今回このような措置になってしまったと、そういったことに対しては、先ほど岩本議員からぶら下がりの中で、本来国が対応するべきものだというふうな話をしたという事実であります。私も、今でも本来は国がそういう対応するべきでないかというふうに思っております。しかしながら、広域自治体として福島県が前面に立ってこの問題に取り組むと、そういうふうな福島県の立場として、県は特別な判断をされたというふうに私は判断しております。そういったような財政的な支援で、地権者への生活再建、地域振興、そういったものを踏まえて、その150億円を国ではなく福島県が対応したと、そういうふうな考えでありますので、その考えそのものに関しては、これは賛否両論あるでしょうが、県として地権者の皆さんに対する思い、そういうふ

うなものが少しは伝わったのではないかと考えております。

また、地権者説明会への町のかかわりということでございますが、まず何回も申し上げていますように、地権者の皆さんへ理解をしていただく、地権者の皆さんへの丁寧な説明をしていただくことがスタートだろうと、そういうふうを考えておりますので、国が丁寧に地権者の皆さんに理解をしていただくように最大限の努力をしてもらおうということが、まずスタートだろうと考えております。

3つ目の町民説明会を今後どうだというふうなお話でありましたが、これはこのことに関しましては私は、国が説明会をしたい、町民の皆さん、住民の皆さんに対する説明会を、国がどうしてもさせてほしいという話でありました。我々は、大熊町とも協議した結果、住民の皆さんにきちんとした答弁、回答ができない中で住民説明会をしてしまったらば、この問題は袋小路に入ってしまうよと、絶対住民の皆さんの理解を得ることはできませんよということはずっと申し上げてきました。しかしながら、国はどのような状況になっても住民説明会をさせていただきたいという申し入れでありましたので、その住民の皆さんに説明会を開いたというのが事実であります。そういった中で、国が主体的に自分で開いたものでありますので、町が住民説明会云々というよりも、国が住民の皆さんに理解を得ているかどうかという判断をされるべきだと思っておりますので、その判断については国が住民の皆さん、そういったものに関してきちんと説明ができたかどうかという判断をするべきだと思っております。

中間貯蔵施設に係る交付金、これは決定したわけではありませんが、850億円という中身について、今後大熊町とも協議をして、その配分割合も決めなくてはなりません。これはまだやってありません。そういったことで、配分割合をどういうふうにするのか、今後大熊と協議をして割合をしていきたいと。当然いろいろなものに流用できる自由度の高い交付金ということではありますが、ただし一般財源ではないわけですので、あくまでもやはり交付金です。そういった中で、全部自由であるかということ、そうではありませんので、その中身についても詳しく精査をして、使えるものに使っていきたいと、基本的には住民の皆さんの生活再建と地域振興策、そういうふうなことで大筋は考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） 中間貯蔵施設の問題は、確かに地権者の承諾は最低限必要なわけですけども、地権者だけの問題でもないような気がするのです。結局中間貯蔵ができれば帰らないという、そういう決めた方がもう多くいるわけです。

先だつての大熊、双葉両町民の説明会でも、あれだけ紛糾していたわけで、国からも最終処分、またそれぞれ地域振興策、生活再建策は数値も示されて、文書として全町民に配られているわけですけども、これで納得するのかと先ほども言ったわけですけども、あくまでもこれ国の責任だというふうに町長もおっしゃいますけれども、全町民への説明責任というのも、町にもこれはあるのではないかなと、町民の生命、財産を守るのはやっぱり町の責任でもありますし、町の説明責任もあるのではないかなというふうに私は思っているのです。町長は、先ほど菅野議員の町政懇談会やるかやらない

いかというような質問の中で、地権者の説明会を聞いた上で判断するというふうなお答えでしたから、そういう方向で私もお願いしたいと思うのですけれども、町長の考え、町のスタンスなどを町民に伝えるためにも、地権者の説明会の後、早期に町政懇談会をやっていただきたいというふうに思います。それは、先ほど菅野議員への答えにもありましたから答弁は要りません。

中間貯蔵施設の受け入れは、町、我々町民の損害賠償、生活再建、地域振興策、除染など、さまざまな問題を解決する上で、これも多くの町民も言っているように、本当に最後のとりでというふうに思います。国は、結局最終処分を30年内に決めると言っていながらも問題の先送り、我々の子、孫たち、次世代へ責任を押しつけることになるわけです。金銭で解決することができるものとできないものがあります。我々は、次世代に責任を持つためにも、しっかりと国との信頼関係、何よりも町民との信頼関係を築かなければならないと思いますけれども、最後になりますけれども、これまで答弁をいただいて、最後に町長の見解と決意をお聞きして、質問を終わらせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再々質問にお答えいたします。

町としても、町民の皆さんに対する説明会、説明責任があるのではないかというお話でございました。それは、全くそのとおりであろうと思います。ただし、住民の説明会16回開催されたわけであり、そのうち私が14回、隣にいる副町長が全部出席をして、住民の皆さんのご意見、考え、いろいろな要望に対して拝聴してまいりました。そういったことから、多くの住民の皆さんのそれぞれの考え方は、我々は把握はしているつもりです。ただ、一方16回の住民説明会でありながらも、大熊町の町民は約1万1,000人、双葉町は7,000人の町民がいるわけです。都合1万七、八千人の双葉、大熊の両町の町民の皆さんがいるわけです。その皆さん全体の意見を聞けるかということ、16回の住民説明会の中で約二千数百人と伺っております、参加した方が延べ人数で。そういったことからすると、全体の意見ではないというふうに、またある意味では考えられるのかなと。そういったことから、なるべく多くの人たちの意見を聞くべきだろうというのは、これは当然でありますし、そういうふうな開催そのものも必要なのだろうと思います。ですが、全部の町民の人たちがそういうふうな意見を発する場に出られるかということ、これまた非常に疑問でもあります。

そういったことから、国では8月に報告されましたいろいろなペーパー、回答について全町民に配布しております。そういった中で、町民の皆さんに文字で見ていただいて判断をしていただく、そしてそういったものに対しての意見や考え、要望、いろいろなご不満についてはコールセンターも開設して、それぞれ聞き取りが上がっております。私のほうにも、今コールセンターに上がってきている報告が上がっておりますし、そういったものの把握はさせていただいております。そういったこととして、町として住民の皆さんのいろいろな考えをまず把握することが大切だと、そういったことから始めていかななくてはなりませんし、住民理解に関しては非常に難しいものであると思いますが、一つ一つ解決に向けて取り組んでいくということと、従前からずっと言っておりますように、

地権者説明会が今回開催されるということが決まって、地権者の皆さんがどんな思いをしているのかということをもまず聞き取りをさせていただくということが必要だろうと。そういったもので、まず地権者の皆さんがどんな思いを持っているのか、そして地権者外の皆さんもどういうふうな考えであるか、これはある程度の状況は把握をしておりますので、そういったものの対応、対策が今後どこまでできるかということにかかわってくると思っておりますので、町としましては今後そういったいろいろなものに関しての情報の収集を努めてまいりたい、そういうふうに考えております。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時46分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

## 平成26年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成26年9月18日（木曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第44号 専決処分の承認について  
専決第 9号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第2 議案第45号 双葉町パークヒルズ住宅団地用地基金条例の廃止について
- 日程第3 議案第46号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第4 議案第47号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第48号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第49号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第50号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第51号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 平成25年度双葉町一般会計決算の認定について

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	船来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会 事務局局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第44号 専決処分の承認についてを議題とします。  
直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第44号 専決第9号 平成26年度双葉町一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第44号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第45号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第45号 双葉町パークヒルズ住宅団地用地基金条例の廃止についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第45号 双葉町パークヒルズ住宅団地用地基金条例の廃止についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第46号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号 双葉町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意すること

に賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第46号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休議いたします。

休憩 午前 9時03分

---

再開 午前 9時07分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

---

◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第47号 平成26年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第18款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第20款町債。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款議会費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款総務費。

6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 委託料ですけれども、町民の集い事業委託料というのが追加補正であります。これ担当課の説明ですと、新山行政区ということになっておるようですが、これらの事業はひとしく全行政区で行えるような町長の指導があってもいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員のご質問にお答えいたします。

区長会で説明をさせていただいておりますし、こういった事業に関しましては、対応を今後ひとしくやるような対応でやっておりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長(佐々木清一君) 6番、谷津田光治君。

○6番(谷津田光治君) 区長会もいいのですけれども、町の指導としてやっていただけないかということです。二、三日もそういう町民からの話がありました。行政区単位で一生懸命やっている区長さんといえば、余り一生懸命活動しない区長さんもいると、「私のところは余り何もないのだわ」と言う人がおりましたので、町長から担当課のほうに、各区長さんを通して、自分たちの地域でも何かそういう催しをするような指導をお願いしたいということです。

ですから、ただ区長任せではなくて、今区長の改選はできない状況にあります。これは、地域民の推薦があって町長が委嘱するということですから、まず大字の総会がないという状況なのです。ですから、条例があっても区長はかわらない。ですから、一生懸命やっている区長さんも確かにいます。でも、余りやらない区長さんもいるようです。ですから、町の指導があってもよろしいのではないかというふうに私は思っている質問です。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 谷津田議員の再質問にお答えいたします。

各行政区長さんの今議員がおっしゃった話は十分理解しておりますし、今後各区長さんに対してそういうふうな働きかけをしてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(佐々木清一君) そのほかありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款民生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款衛生費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款商工費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款土木費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款消防費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款教育費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第47号 平成26年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第48号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款前期高齢者交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第48号 平成26年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第49号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号 平成26年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第50号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号 平成26年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を、原案のと

おり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第51号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 平成26年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第52号 平成25年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款利子割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款配当割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款株式等譲渡所得割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款地方消費税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 14ページ。第14款県支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第15款財産収入。18ページです。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第20款町債。23ページ。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 24ページから、歳出に入ります。  
第1款議会費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款民生費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。51ページ。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款労働費。53ページです。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款商工費。57ページ。  
（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第8款土木費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款消防費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。61ページです。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。68ページ。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ありませんか。  
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これより採決いたします。  
この採決は起立によって行います。  
お諮りします。議案第52号 平成25年度双葉町一般会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。  
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。  
よって、議案第52号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎散会の宣告

- 議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。  
ご苦労さまでした。

(午前 9時27分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

## 平成26年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成26年9月19日（金曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第53号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第2 議案第54号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第55号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第56号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第57号 平成25年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第58号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第8 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	高萩文孝君	4番	菅野博紀君
5番	清川泰弘君	6番	谷津田光治君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	半澤浩司君
教育長	半谷淳君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	平岩邦弘君
総務課長	舶来丈夫君
参事兼 復興推進課長	駒田義誌君
税務課長	山本一弥君
産業建設課長兼 農業委員会兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	猪狩浩君
住民生活課長	松本信英君
参事兼 健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大住宗重君
生活支援課長兼 埼玉支所長	志賀睦君
教育総務課長	今泉祐一君
会計管理者	半谷安子君
代表監査委員	五十嵐一雄君

---

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	山下正夫
書記	大浦寿子

---

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

---

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第53号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 12ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 16ページ。第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号 平成25年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第54号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号 平成25年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第55号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款町債。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑

を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 平成25年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第56号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑

を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 平成25年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第57号 平成25年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 9ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。14ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 平成25年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第58号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 平成25年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり認定することに決定しました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎議員派遣について

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
これで平成26年第3回双葉町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

（午前 9時16分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長                      佐々木 清 一

署名議員                      高 萩 文 孝

署名議員                      菅 野 博 紀